

試験研究費の増加額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

御注意

平成18年4月1日以後に開始する事業年度について、平成18年改正後の法人税法施行規則別表六(六)を御使用ください。

(別表六(六))を御使用ください。

			事業年度	・	・	法人名	判定基準となる試験研究費の額の明細		
			事業年度又は連結事業年度	試験研究費の額	当該事業年度の月数 (12)の事業年度の月数 又は連結事業年度の月数		改定試験研究費の額 (13) × (14)	順位	
			12	13	14		15	16	
試験研究費の額			前五年以内開始事業年度又は連結事業年度	円	円		円		
(1)のうち特別試験研究費の額 (20)の計			平・・・		――		――		
比較試験研究費の額 (17) ÷ (3 又は事業年度若しくは連結事業年度の数)			平・・・		――		――		
増加試験研究費の額 (1) - (3) (1) ≤ (18) の場合は 0			平・・・		――		――		
増加試験研究費の額の支出基準額 (4) × $\frac{15}{100}$			平・・・		――		――		
増加試験研究費の額の支出基準額 (4) × $\frac{15}{100}$			平・・・		――		――		
当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「7」又は別表一(三)「2」)			平・・・		――		――		
当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「7」又は別表一(三)「2」)			平・・・		――		――		
税額	(2)ない場合	(6) × $\frac{12}{100}$			(15)のうち上位3順位の合計額		17	円	
税額 基準額 の計算 場合	(2)の金額	(6) × $\frac{12}{100} + (2) \times \frac{15}{100}$			基準試験研究費の額 (前2年以内に開始した事業年度又は連結) (事業年度の(15)の金額のうち最も多い金額)		18		
	(6) × $\frac{14}{100}$	特別試験研究費の額の明細							
		特別試験研究費の内容			特別試験研究費の額				
(8)と(9)のうち少ない金額			19	20					
(8)と(9)のうち少ない金額			10					円	
法人税額の特別控除額 (5)と(7)のうち少ない金額又は (5)と(10)のうち少ない金額)			11	計					

旧別表六（六）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が平成18年改正前の措置法（以下「平成18年旧措置法」といいます。）第42条の4第1項（試験研究費の増加額に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「試験研究費の額1」には、当期の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額を記載します。

なお、試験研究費に充てるために他の者（その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。）から支払を受ける金額がある場合には、その支払を受ける金額を控除した金額を記載します。

3 「比較試験研究費の額(17) ÷ (3又は事業年度若しくは連結事業年度の数) 3」は、適用年度の開始の日前5年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の数が3に満たない場合には「3又は」を消し、その各事業年度又は各連結事業年度の数が3以上の場合には「又は事業年度若しくは連結事業年度の数」を

消して記載します。

4 「 $\frac{\text{当該事業年度の月数}}{(12)\text{の事業年度の月数又は連結事業年度の月数}} 14$ 」の分子には、当期の月数を、分母には、「12」の事業年度又は連結事業年度の月数をそれぞれ記載します。

なお、月数は暦にしたがって計算し、1月に満たない端数は1月とします。

5 「特別試験研究費の内容19」には、当期の試験研究費の額のうちに平成18年旧措置法第42条の4第12項第5号に掲げる特別試験研究費の額がある場合に、その特別試験研究費の内容を記載します。

なお、この場合に、その特別試験研究費の額が平成18年改正前の措置法令第27条の4第11項第1号、第2号又は第5号（特別な試験研究）に掲げる試験研究に係るものであるときには、平成18年改正前の措置法規則第20条第1項又は第5項及び第6項（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除に係る証明等）に定めるところにより、所定の証明書の添付が必要とされますので御注意ください。